

一般財団法人中部圏地域創造ファンド（CCF）

生活困窮世帯や社会的孤立者への支援 ～もう一步！寄りそってみよう～
公募に関わる Q&A （2022年4月11日現在）

- ・2022年4月4日、6日に、Zoomで開催した説明会時のQ&Aを掲載します。
- ・個別にいただいたメールで皆さんに共通する内容も随時、公開していきます。
- ・回答の内容に追記・変更が加わる可能性があります。その部分は赤字で表記します。

◆本助成申請に関わる「公募要領」や申請書式は、

https://www.crcdf.or.jp/9_kyuminyokin/kyuminyokin_corona2021.html

からダウンロードできます。

1. 対象事業

Q1：対象事業（優先的に解決すべき社会の諸課題）は、1、2など、複数合わさってもよいのか。

A：複数の諸課題を選択した事業も対象となる。申請用紙でも複数にチェックを入れてほしい。また、本事業で対象とする事業（社会の諸課題）は、公募要領の1）の①、②、公募要領の2）の①、②である。

Q2：対象事業は新規事業だけか。元々行っている事業をより充実させる目的のために助成申請をすることは可能か。

A：新規事業だけでなく既存の事業も対象となり得る。ただし、既存の事業がコロナでいかに問題が深刻化しているか、また、助成事業を行うことでその解決を進めることができるかを明確に書いていただきたい。

Q3：外国人が取り組む事業も助成対象となるか。

A：対象となる。ただし、助成対象活動は中部5県（愛知、岐阜、三重、静岡、長野）での活動に限定され、海外における活動や海外へ物資等を支援する活動については対象とならない。

2. 申請要件、ガバナンス・コンプライアンス

Q4：ガバナンス・コンプライアンス体制の公開についてはいつまでにおこなう必要があるのか。

A：ガバナンス・コンプライアンス体制及び人件費の水準を自団体のWebサイト等に速やかに一般に公開していただく。なお、規程類の整備については、申請様式5のステップ1、ステップ2のように整備していただくことになる。

Q5：人件費水準の公開とは具体的にどういった対応が必要となるのか

A：給与の算定基準を、自団体のWebサイト等で一般に公開していただく。個人の給与についてはなく、給料表や時間単価表など自団体の給与水準が分かる資料の公開である。

Q6：2020年度新型コロナ緊急支援助成で採択され事業と同一事業の申請の場合、実施状況を説明した資料の添付が必要とのことだが、すでに提出した事業完了報告書で問題ないか。

A：問題ない。

3. 助成対象となる費用

Q7：他の助成金と併用して事業を申請することは可能か。

A：可能である。ただし、費用の2重計上とにならないようにそれぞれの助成金を区分して積算し申請する必要がある。

Q8：法定福利費は、人件費として助成金の費用に計上してよいか。計上できる場合、直接事業費、管理的経費のいずれに計上することになるのか。

A：直接事業費、管理的経費のいずれに計上することも可能である。助成対象の事業実施に直接あたる人の分は直接事業費に、管理的経費に計上した人の分は管理的経費に計上してほしい。

Q9：休眠預金助成金で支援物資の購入をおこなうことは可能か。

A：事業実施のために必要な支援物資（例：困窮世帯に配布する食材）を購入することはできる。ただし、嗜好品（個人の好みに合わせた物資）などは対象外となることがあるので注意してほしい。

Q10：休眠預金助成金で不動産を取得することはできるか。また、所有権の移転をおこなうことは可能か。

A：事業実施のための不動産取得は認められる。ただし、助成期間終了後も本事業実施のために使用することが原則となる。また、所有権の移転は原則として認められない。

4. その他

Q11：申請様式以外の書類を資料として提出することは可能か。

A：申請様式以外の書類は受付けない。